

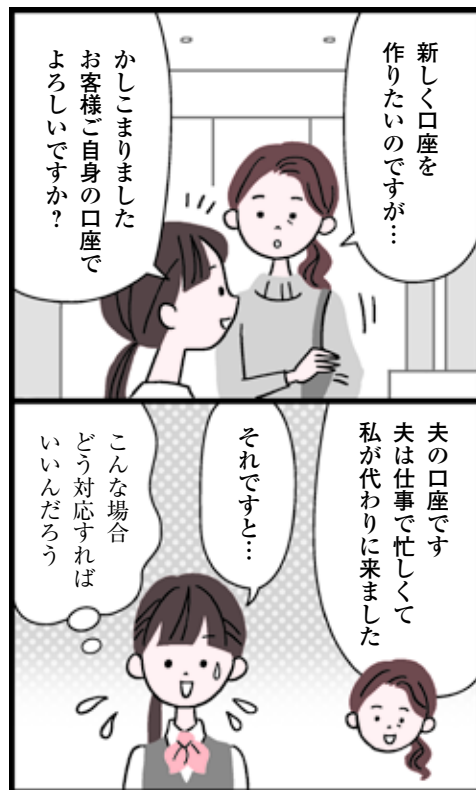
口座開設申込受付時の こんなときどう対応する!?

加来輝正

ここでは口座開設時に判断に迷いやすいケースを挙げ、対応法を紹介します。

ケース
①

妻から夫の口座の開設を依頼された



□ 口座開設は、本来なら名義人が来店して行うのが望ましいのですが、忙しい夫のために妻が口座開設手続きに来店するというケースも見受けられます。

妻が夫の代理人として口座開設手続きを行う場合、双方の本人確認書類の提示を受け、夫の取引時確認、ならびに妻の本人特定事項(氏名・住所・生年月日)と、代理人として取引の任にあたっていることを確認します。具体的に

①妻が夫と同居していること、②夫が作成した委任状その他の書面を有していること、③夫に電話をかける等により、妻が代理人として取引の任にあたっていることを確認することが重要です。また、口座開設時には反社でないことの確認や、FATCA等の申告・確認、マイナンバーの届出等も併せて行うこととなりますが、特にFATCAの自己宣誓書の申告等は口座保有者名義で提出してもらいうこととなります。妻に代理人として署名してもらって

る金融機関もあると思いますが、あらかじめ口座名義人である夫が記入した書面を用意してもらうのが望ましいといえます。

意思確認を慎重に行う

なお、夫の意思によらずに口座が開設された場合や、同居しているも実質的に夫婦関係が破綻しているような場合には、口座開設が無効になったり取り消されたりして、トラブルに発展する可能性があります。また、名義人の意思に基づかず開設された預金口座が金融犯罪に不正利用される事案が増加している実態を踏まえ、口座開設時には、名義人の意思確認を慎重に行うことが重要です。

ポイント

- 口座名義人と代理人、双方の本人確認書類の提示を受ける
- 同居の確認などで、代理人として取引の任にあたっていることを確認する